

那賀町職員懲戒処分の公表について

職員を懲戒処分したので、「那賀町職員の懲戒処分の公表基準」により、次のとおり公表します。

1. 職 名 課長補佐級
2. 年 齢 40歳代
3. 処分年月日 令和4年10月1日
4. 処分内容 懲戒免職
5. 処分理由

那賀町防災課（平成27年度までは地域防災課）において勤務していた、平成25年度から人事異動後の令和4年度までにわたり、那賀町自主防災会連合会協議会名義の貯金及び驚敷地域自主防災会連合会名義の貯金を不正に流用した。流用額は、3,005,562円にのぼり、その後全額が返金されたものの町政に対する信頼を著しく貶めた。

本行為は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに那賀町職員の懲戒処分の基準等に関する規程第2条別表の「自己の占有する他人の物（公金及び公用物を除く）を横領した場合」に該当し、免職を相当とした。

那賀町職員懲戒処分の公表について

職員を懲戒処分したので、「那賀町職員の懲戒処分の公表基準」により、次のとおり公表します。

1. 職 名 課長級
2. 年 齢 50歳代
3. 処分年月日 令和4年10月1日
4. 処 分 内 容 戒 告
5. 処 分 理 由

那賀町防災課（平成27年度までは地域防災課）において勤務していた職員については、平成25年度から人事異動後の令和4年度までにわたり、那賀町自主防災会連合会協議会名義の貯金及び驚敷地域自主防災会連合会名義の貯金を不正に流用し、その後全額が返金されたものの町政に対する信頼を著しく貶めたことにより、懲戒免職処分とした。

上記の者は、防災課長として同課課長補佐を指揮監督する立場にありながら、その責務を怠ったもので、配下職員による準公金の不正流用を生じさせた一因となり、町政に対する信頼を著しく貶めた。今後このこのようなことが二度とないよう、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号並びに那賀町職員の懲戒処分の基準等に関する規程第2条別表の「指導監督不適正」に該当し、戒告を相当とした。